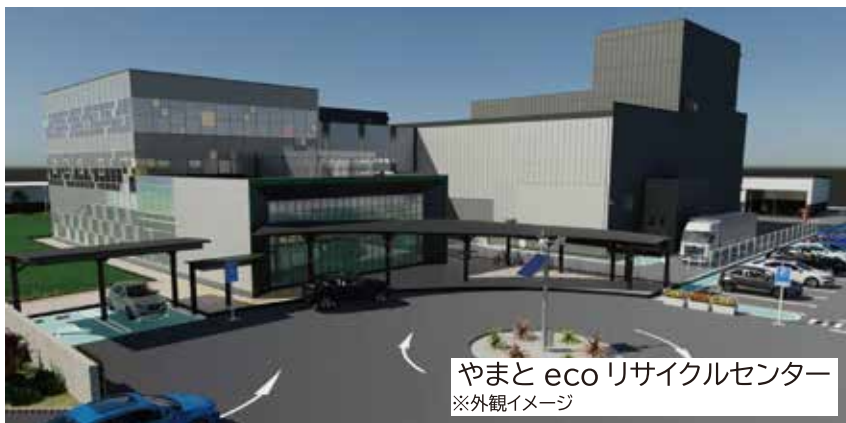


令和7年5月7日から新しいごみ処理施設への移行に伴い、ごみの持ち込みに事前の予約が必要となります。

新ごみ処理施設について

本村を含む県内10市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合では、天理市環境クリーンセンター等の建替えに伴い、一般廃棄物処理に要する負担の軽減、環境負荷の低減、ごみ資源エネルギーの活用といった観点からごみ処理の広域を目的に新しいごみ処理施設を天理市内に建設しており、令和7年5月から稼働します。

新しいごみ処理施設は、可燃ごみの焼却施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設(愛称:やまと eco クリーンセンター)と不燃ごみを処理する施設であるマテリアルリサイクル推進施設(愛称:やまと eco リサイクルセンター)の2つの施設があります。



ごみの持ち込みの予約方法について

従来、天理市環境クリーンセンターへごみを直接持ち込む際は、役場にて役場職員が持ち込むごみを確認した上で、天理市環境クリーンセンターへ持ち込んでいただいていた。

新ごみ処理施設へのごみの持ち込みについては、**事前予約制に変更**になります。予約なしでのごみの持ち込みはできませんのでご了承ください。

ごみの持ち込みの予約方法については、インターネットを利用した予約方法と、電話を利用した予約方法の2つです。予約できる内容は、搬入する日及び時間帯です。また、予約の際には、持ち込みに使用のお車の「車両番号」及び持ち込みする「ごみ種(可燃ごみのみ、不燃・粗大ごみのみ、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ)」の情報が必要です。

インターネットでの予約方法

右記二次元コードを読み込み専用サイトから予約

※令和7年4月16日以降
公開予定



(<https://mgomi-tenri.jp>)

電話での予約方法

【専用ダイヤル】

0743-85-4890

※令和7年4月16日以降

【予約可能時間】

月曜日から金曜日 ※祝日・年末年始を除く
午前9時から午後3時まで

※インターネット及び電話での予約方法について、公開日等が確定次第、村ホームページにてお知らせします。



ごみの処分費用について

●家庭系ごみ・・・無料

●事業系ごみ・・・有料

※資源ごみは無料

※事業系ごみとは、事業活動により発生したごみのことをいいます。事業系ごみは事業者自らの責任で適切に処分しなければなりません。



ごみの持ち込みの手順について(家庭系・事業系共通)

①予約サイトまたは予約専用ダイヤルにてごみの持ち込みの予約をしてください。

※下記の資源ごみのみ持ち込む場合は、予約不要です。

②予約した日時にて、不燃ごみ処理施設の西側にある天理市清掃管理事務所(※右記及び裏面の地図をご覧ください。)にお越しください。

※予約されずに直接処理施設に来場されてもごみを捨てることはできませんので、ご注意ください。

③天理市清掃管理事務所にて持ち込みされるごみの確認、本人確認、排出元の確認を行います。確認後、施設へ入場するための二次元コード(QRコード)を発行します。

※本人確認のため運転免許証等の本人確認書類が必要です。

※本人確認できない場合や処分できないごみを搬入した場合、持ち込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

④持ち込みされるごみの種別に応じて、それぞれの処理施設に移動していただきます。

◆資源ごみ・有害ごみ・スプレー缶について

リサイクルできる資源ごみ及び有害ごみ並びにスプレー缶について、処理施設に移動する前に天理市清掃管理事務所にて下ろしていただきます。

・資源ごみの種類

○ペットボトル ○プラスチック製容器包装類 ○新聞紙 ○雑誌 ○雑紙 ○紙パック

○ダンボール ○古着 ○カン ○びん ○スプレー缶 ○小型家電

・有害ごみの種類

○鏡 ○電池類(乾電池・ボタン電池等) ○体温計(水銀)

◆可燃ごみのみ持ち込みの場合

可燃ごみ焼却施設への入場用二次元コード(QRコード)を発行します。可燃ごみ焼却施設に移動し、ごみを下ろしてください。下ろしていただいたら、ごみ焼却施設から退場していただき終了となります。(事業系ごみの方は退場する前に処理費用の料金精算を行います。)

◆粗大ごみ・不燃ごみの場合

不燃ごみ処理施設への入場用二次元コード(QRコード)を発行します。不燃ごみ処理施設へ移動し、ごみを下ろしてください。下ろしていただいたら、不燃ごみ処理施設から退場していただき終了となります。(事業系ごみの方は退場する前に処理費用の料金精算を行います。)

◆可燃ごみと粗大ごみ・不燃ごみの両方を持ち込む場合

まず不燃ごみ処理施設への入場用二次元コード(QRコード)を発行します。不燃ごみ処理施設へ移動し、ごみを下ろしてください。下ろしたあと、不燃ごみ処理施設から退場する際に可燃ごみ焼却施設への入場用二次元コード(QRコード)を発行します。その後、可燃ごみ焼却施設に移動し、ごみを下ろしてください。下ろしていただいたら、ごみ焼却施設から退場していただき終了となります。(事業系ごみの方は各施設にて処理費用の料金精算を行います。)

※上記の順番でごみを下ろすことから①資源ごみ ②粗大ごみ・不燃ごみ ③可燃ごみ の順に下ろせるようにごみを積み込んでください。



持ち込みに関する注意事項(家庭系・事業系共通)

①フロン使用小型家電(エアコン・冷蔵庫・冷凍庫は除く)

事前にフロンガスを除去されたものについては持ち込み可能です。

※フロンガス回収証明書等の掲示が必要となります。

②畳

4等分程度に切断されたものであれば持ち込み可能です。また一日あたりの持ち込み枚数は6畳分です。

③枝・木等について、長さ 50cm、直径 10cm 以内に切って持ち込みください。(可燃ごみとして処理します)



持ち込みに関する注意事項(家庭系)

①予約できる方、ごみを持ち込みする方はごみの排出者本人に限ります。

※代理人による予約・持ち込みは出来ません。

※排出者本人が高齢・病気等により来場できない場合は別途お問い合わせください。



持ち込みに関する注意事項(事業系)

①事業者の持ち込みの場合でも事前予約が必要です。事業者の場合は会社名・屋号があれば会社名・屋号で予約ください。

②蛍光灯は月に10本まで持ち込みできます。

③発泡スチロール箱のプラスチックごみは45ℓごみ袋 2 袋まで持ち込みできます。

④スプリング入りマットレス、ソファ等のスプリングを分離した物であれば持ち込みできます。



新クリーンセンター 持ち込み順路図

【ごみ持ち込み順路図】

1 { どんなごみ種であっても
最初は清掃管理事務所へ！

2 { 可燃ごみのみの場合は、
清掃管理事務所から
可燃ごみ処理施設へ！

3 { 粗大・不燃ごみの場合は、
清掃管理事務所から
粗大・不燃ごみ処理施設へ！

4 { さらに可燃ごみを捨てられる方は
可燃ごみ処理施設へ！



ごみの減量化にご協力ください

令和5年度ではごみの処分費だけで約1,400万円もの費用がかかっています。その他収集運搬にかかる費用や処理施設に関する費用など多くの費用がかかっています。ごみはそのまま捨てればごみのままですが、分別することや一手間かけることで資源に変わることがあります。捨てる前にリサイクルできるものなのか、まだ使えるものなのかなどご確認ください。

ごみの減量化は、ごみ処理にかかる費用を削減するだけでなく、地球温暖化防止にもつながります。未来の地球をみんなで守りましょう。

 お問い合わせ先

ごみの持ち込み等についてのお問い合わせ ※令和7年5月7日から

天理市清掃管理事務所 TEL:0743-85-7991

ごみの分別等についてのお問い合わせ

山添村役場 環境衛生課 TEL:0743-85-0047